

議案第 11 号

北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 22 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員で同条第 1 号に規定する養育里親であるものに同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている者とする。

第 3 条第 1 号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居する」を「別居し、又は同条に規定する承認に係る子に係る民

法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項に規定する請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号に規定する措置が解除される」に改める。

第１０条第１号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居する」を「別居し、又は同号に規定する承認に係る子に係る民法第８１７条の２第１項に規定する請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号に規定する措置が解除される」に改める。

第２３条第２項中「の規定による」を「に規定する」に、「を承認されている」を「又は同条例第１５条の２第１項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該特別休暇」の次に「又は当該介護時間」を加える。

（北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第２条 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成８年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項中「その子」の次に「（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として北本市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）第２条の２に規定する者を含む。以下この項、第８条の４第１項から第３項まで及び第１４条第２項において同じ。）」を加え、同条第２項中「その子を養育する」とあるのは「その子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判

事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として北本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項、第8条の4第1項から第3項まで及び第14条第2項において同じ。）を養育する」とあるのは、」に改める。

第8条の4第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「要介護者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同

条の次に次の１条を加える。

（介護時間）

第１５条の２ 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間及び前条第２項ただし書の規定により延長した期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２ 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３ 前条第３項の規定は、介護時間について準用する。

第１６条第４項中「前条第３項」を「第１５条第３項」に改める。

第１７条（見出し含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

１ この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

２ 第２条の規定による改正前の北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第１５条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して６月を経過していないものの当該介護休暇に係る第２条の規定による改正後の北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第１５条第１項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して６月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。